

戸籍に氏名のフリガナが記載されます

戸籍法の改正により、令和7年5月26日以降新たに氏名のフリガナが戸籍に記載されます。

(1) 戸籍に記載される予定のフリガナの通知

今月上旬に本籍地が寿都町の方へ「戸籍に記載される振り仮名通知書」が郵送されます。フリガナは住民票の情報を参考にして作られておりますので、**通知書に記載された氏や名のフリガナが正しい場合は届出の必要はありません。**

(2) 氏や名のフリガナの届出

通知書に記載された氏や名のフリガナが、現に使用している読み方と異なる場合のみ届出が必要になります。

氏や名のフリガナの届出は、マイナポータルを利用したオンラインでの届出を利用するほか、最寄りの市区町村窓口の届出も可能です。

一般に認められている読み方でない読み方を使用していると判断した場合は、その読み方を使用していることを証する資料（パスポートや預貯金通帳、健康保険の資格確認証等）の写し等を求められる場合があります。

(3) 市区町村長による氏や名のフリガナの記載

改正から1年以内（令和8年5月25日まで）に届出がなかった場合、通知した氏や名のフリガナが戸籍に記載されます。

また、この場合1回に限り氏や名のフリガナの変更の届出ができます。

なお、すでに届出した氏や名を変更したい場合は、家庭裁判所の許可が必要になります。

◆ お問い合わせ先 町民課住民係 電話 0136-62-2523

全国瞬時警報システム

「アラート」の情報伝達試験を行います

町では災害時に備え、全国瞬時警報システムを活用した全国一斉の緊急情報伝達試験を実施します。

各ご家庭や事業所に設置しています防災行政無線戸別受信機と、町内に設置の屋外拡声器から、機械による音声で試験放送が流れます。

なお、試験放送は自動的に最大音量で放送されますのでご了承ください。

試験放送ですので放送後に何かしなければならないということはありません。

令和7年8月20日（水）午前11時頃

※予告無く変更又は中止になる場合がありますので、ご了承ください。

◆ お問い合わせ先

総務財政課総務係 電話 0136-62-2511

〈上り4音チャイム〉

「これはJアラートのテストです。」×3回

「こちらは防災すつつです。」

〈下り4音チャイム〉



寿都温泉ゆべつのゆ臨時休業のお知らせ

寿都温泉ゆべつのゆでは、9月2日（火）と3日（水）に機械・電気設備の大規模改修に伴い臨時休業いたします。

ご不便をおかけしますが、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

※9月1日（月）は定休日のため、3日間の休業となります。



◆ お問い合わせ先 寿都温泉ゆべつのゆ 電話 0136-64-5211

自衛官募集のお知らせ

◆ 受付期日及び試験期日

		受付期間	試験期日
一般曹候補生 (第2回)	男子	9月2日（火）まで	1次試験 9月13日（土）～22日（月） のいずれか指定する1日
	女子		2次試験 1次試験合格通知でお知らせします
自衛官候補生 (第3回)	男子	9月2日（火）まで	9月22日（月）～27日（土） のいずれか指定する1日
	女子		

◆ 受験資格

採用予定月の1日現在で、18歳以上33歳未満の者。

◆ お問い合わせ先

自衛隊札幌地方協力本部倶知安地域事務所

電話 0136-23-3540

自衛官募集相談員 斉藤孝司

電話 0136-62-2070

役場担当窓口 総務財政課総務係

電話 0136-62-2511

お墓参りのときの注意

◆お墓参りでの供物は必ず持ち帰りましょう

お墓参りをする際に供物などをそのままにしておくと、カラスやキツネが散らかし、スズメバチの餌になるなど、墓地全体が不衛生になります。供物は必ず持ち帰りましょう。

◆お墓参りや墓地掃除の際は環境美化に努めましょう

墓地のごみステーションでは、枯れた花や枯れ草などの「燃やせるごみ」のみ回収しております。空き缶やペットボトル、掃除の際に使用した除草剤の容器などは、家に持ち帰り資源ごみとしてリサイクルしましょう。

◆ お問い合わせ先 町民課衛生係 電話 0136-62-2523

スズメバチ被害を予防しましょう

スズメバチの活動が活発になる季節になりました。特に8月から9月はスズメバチが増え、巣を守るため攻撃的になります。

次のことに注意して、スズメバチ被害を予防しましょう。

- ・スズメバチを刺激する恐れがあるため、外出の際は香水や黒い服の着用を避ける。
- ・巣に近づいたり、ハチを追い払わない。
- ・巣に近づいてしまった場合は、ゆっくり巣から遠ざかる。
- ・巣を作りやすい壁や軒下、物置などの住宅の周りを定期的に点検する。



ハチの巣の駆除について

町では、高い所や家屋などの解体を伴う箇所についての駆除は対応できません。

また、土・日曜日や祝日などは状況によって即日対応できない場合もありますので、ご了承ください。

◆ お問い合わせ先 町民課衛生係 電話 0136-62-2523

日赤社資にご協力をお願いします

日本赤十字社では、人道と博愛の精神から、世界の平和と福祉増進のため、自然災害の救済や献血事業などの福祉活動を行っています。これらの活動は、皆さまからの社資によって運営されており、日本赤十字社寿都町分区では、毎年各町内会のご協力をいただき、社資を募集しております。

募集期間は8月から10月末までとなっておりますので、皆さまの温かいご支援をよろしくお願い致します。



◆ お問い合わせ先

町民課社会福祉係 電話 0136-62-2513

「消防団協力事業所」の表示制度について

岩内・寿都地方消防組合では、平成21年から消防団に積極的に協力している事業所などに「消防団協力事業所表示証」を交付しています。表示証の有効期間満了に伴い、9事業所が表示証の更新をされました。

交付するための認定基準は、①事業所などの従業員が消防団員として2名以上入団していること、②従業員の消防団活動に積極的に配慮している事業所などであることです。

◆ 更新された事業所（9事業所）敬称略

(株) 石澤組
(株) カネキ南波商店
(有) カネサ漁業
(有) 川内建設
(株) 千葉建設
(有) マルホン小西漁業
(株) 山下水産
(福) 札幌育成園 寿都浄恩学園
(福) 徳美会 歌棄慈光園



これからも地域防災の充実強化を図るため、ご協力よろしくお願い致します。

◆ お問い合わせ先

岩内・寿都地方消防組合消防署寿都支署
電話 0136-62-2119

アイヌの方々からの様々なご相談をお受けします

公益財団法人人権教育啓発推進センターでは、アイヌの方々の悩みをお受けするフリーダイヤルを開設しております。

嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などのご相談もお受けします。
お気軽にご相談ください。

- ・ 相談は無料です。
- ・ 匿名でもかまいません。
- ・ 秘密は厳守します。

◆ 受付

平日 午前9時から午後5時まで
(※祝日、12/29～1/3を除く)

◆ 相談専用電話

アイヌの方々のための相談専用フリーダイヤル
電話 0120-771-208

※来訪によるご相談もお受けします。

平日 午後1時から5時まで

(要予約)

公益財団法人 人権教育啓発推進センター
〒105-0012

東京都港区芝大門 2-10-12

KDX 芝大門ビル 4階

URL <http://www.jinken.or.jp/>

本相談事業は、(公財)人権教育啓発推進センターが、厚生労働省生活相談充実事業により実施するものです。

しりべし弁護士 相談センターのご利用を

札幌弁護士会では、法律相談や事件解決の依頼を行いやすくするため、相談センターを開設しています。お気軽にご相談ください。

- ◆ 日程 8月20日(水) 27日(水)
9月 3日(水)
- ◆ 会場 岩内町高台84-3
しりべし弁護士相談センター

※相談は、事前予約が必要です。

予約受付時間

平日 午前10時から午後4時まで
電話 0135-62-8373

SNSアカウントの乗っ取りが多発!

近年、SNSのアカウントが乗っ取られる被害が相次いで発生しています。

SNSでつながっている知人等から、ダイレクトメッセージ等で「〇〇のアンバサダーの座を争っているので投票※してください」「投票を行うためには電話番号が必要なので教えてほしい」等と送られてきます。それに応じ、ショートメールに受信したリンクと認証コードを相手に送ってしまうとアカウントが乗っ取られてしまいます。

アカウントが乗っ取られると、投資詐欺の誘導に使われるなど、知らぬ間に悪用されてしまいます。

※ 「投票」は実際には存在しないもので、電話番号等を聞き出すための手口です。

◆ 被害防止対策

- ・ 知人からであっても、不審な投票の勧誘には返事をしない
- ・ SNSで電話番号等の情報は安易に送らない
- ・ 認証コードは、他人に送信しない



◆ お問い合わせ先

函館方面寿都警察署 電話 0136-62-2110

【北海道からののお知らせ】 道税の申告は便利な電子申告で

法人事業税、軽油引取税やゴルフ場利用税などの申告・納税は、自宅やオフィスから電子申告・納税を行うことができるエルタックス（地方税ポータルシステム）が便利です。ご利用は、エルタックスのホームページから。

◆ エルタックスホームページ

<http://www.eltax.lta.go.jp/>

◆ 道税ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/>

◆ お問い合わせ先

後志総合振興局税務課課税係
電話 0136-23-1332

7/21～8/20は、 夏の暴力追放運動強化月間です

ほとんどの人が、「自分は、暴力団には関わらない」と思いがちですが、いつ、どこで、何が発端で関わりができるか、知れません。

暴力団からのアプローチを受けた場合は、警察や北海道暴力追放センター、弁護士などに相談しましょう。

◆ 暴力団からの不当要求に対する平素の準備

① トップの危機管理

- ・ トップ自らが、「不当な要求には絶対に応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築する。
- ・ 企業において、担当者が報告しやすい雰囲気づくりを行う。

② 体制づくり

- ・ あらかじめ、対応責任者、補助者などを指定し、対応マニュアル、通報手順などを定めておく。
- ・ 対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての回答を準備しておく。
- ・ 対応する部屋を決め、録音や撮影機器などをセットするとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了証書などを掲げておく。



③ 暴力団排除条項の導入

- ・ 「暴力団等反社会的勢力とは取引しない」「取引開始後反社会勢力と判明した場合、解約する」などの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款などに導入しておく。

④ 警察、北海道暴力追放センター、弁護士などとの連携

- ・ 事案の発生に備え、警察や北海道暴力追放センター、弁護士などとの連携を保ち、担当窓口を備えておく。



◆ お問い合わせ先

北海道暴力追放センター札幌本局
札幌市中央区北3条西7丁目1番1号
北海道庁緑苑ビル
電話 011-271-5982